

災害時における協定の締結について

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告をする。

1 災害時における施設利用にかかる協定

(1) 協定締結先

東京都練馬区中村北一丁目12番7号
東京電力パワーグリッド株式会社 荻窪支社

(2) 主な協定内容

帰宅困難者一時滞在施設等としての施設利用

(3) 対象施設

東京都中野区大和町一丁目67番8号
KOENJI Crossoverの一部

(4) 協定締結日

協定締結日については、協定締結先と日程調整のうえ、決定する。